

保護者の皆様へ

「学校において予防すべき感染症」（生徒手帳参照）にかかっている、または、かかっている恐れのあるとき、学校保健安全法第 19 条により、出席停止（欠席扱いにならない）になります。ここに定められた感染症により学校を休む場合は、速やかに学校にご連絡ください。また、医師の指示等により感染のおそれがないと認められ、生徒が再登校する際は、保護者が以下の「学校感染症による欠席届」に記入し、クラス担任にご提出ください。

※再登校後、1 週間以内にご提出ください。

※病気の状況により医師による証明書をご提出いただく場合があります。

## 学校感染症による欠席届

東京都立 大泉桜 高等学校長 殿

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_組 氏名\_\_\_\_\_

下記の疾患について、\_\_\_\_月\_\_\_\_日に医師の診断を受けました。

このため、\_\_\_\_月\_\_\_\_日から\_\_\_\_月\_\_\_\_日まで欠席させていましたが、登校させますのでご連絡します。

病 名 : \_\_\_\_\_

受診した医療機関名 : \_\_\_\_\_

受診した医療機関の電話番号 : \_\_\_\_\_

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

保護者名\_\_\_\_\_印

※医療機関で発行された、学校感染症による出席停止と判断のできる書類（お薬手帳のコピーやお薬袋）もあわせて必ず提出してください。確認後、書類はお返しします。確認が取れない場合、医師による証明書（有料）を提出していただく場合があります。